

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 2 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800330号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800134号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年7月1日から平成7年8月14日に訂正し、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成6年7月1日から平成7年8月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年1月16日から同年10月1日まで
② 平成6年7月1日から平成7年8月14日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額の記録が、支給されていた給与額と比べて低く記録されており、同社に係る資格喪失年月日が平成6年7月1日となっているが、請求期間②も勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年8月1日(現在は、平成7年8月14日に訂正)より後の同年8月14日付けで、平成6年の定時決定の記録を取り消し、遡って平成6年7月1日と記録されていることが確認できる上、請求者と同様に、平成7年8月14日付けで、平成6年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って同年7月1日と記録されている者が10人確認できる。

また、複数の同僚は、請求期間②当時の会社は経営不振であった旨回答している。

一方、雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間②において、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社は、上記のとおり、平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、請求期間②において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認

められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理が行われた平成7年8月14日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、53万円とすることが必要である。

- 2 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の資格取得時の標準報酬月額は、平成3年1月30日に処理されており、不自然な記録訂正等は確認できない。

また、A社は既に解散しており、請求期間①当時の事業主も亡くなっている上、解散時の事業主及び請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。